

令和8年度香芝市二上山博物館実習生の受入れについて

1 実習生の受入れ

(1) 実習期間及び時間

令和8年8月25日（火）から8月29日（土）までの5日間
午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 実習場所

〒639-0243
奈良県香芝市藤山一丁目17番17号
香芝市二上山博物館（以下「当館」という。）

(3) 受入れの人数

15人以内
応募が多数の場合は、各大学と調整の上、決定する。

(4) 実習費

一人3,000円

(5) 受入れの要件

次のアからウまでの要件のいずれにも該当し、又はエの要件に該当する学生で、現住所又は帰省先から無理なく当館に通えるものを受け入れるものとする。

なお、香芝市民を優先して受け入れるものとする。

ア 大学（大学院を含む。以下同じ。）において、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第1条に定められた博物館学芸員に関する科目の単位を修得済み又は実習実施年度で修得見込みの者

イ 大学において、人文科学のうち特に考古学、歴史学又は民俗学を専攻する者又は人文科学分野の博物館学芸員を志望する者

ウ 1(1)の実習期間の全日において実習が可能な者

エ 受入れに当たって当館の館長が特に認めた者

2 申込みの方法

実習生の受入れを希望する大学は、香芝市教育委員会教育部文化財課に事前に連絡をした上、次の(1)から(3)までに記載しているとおりの書類を整備し、3の提出期間内に郵送により提出すること。

なお、(1)及び(3)の書類は、当館の公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kashiba.lg.jp/>

(1) 令和8年度博物館実習申込書（別紙1及び2）

発信者名は、学長又は学部長名とし、学芸員養成課程の責任者が記入すること。

- (2) 1(5)アの要件を満たすことを証する書類
大学所定の様式を用いること。
- (3) 博物館実習事前調査票（別紙3）
実習を希望する学生本人が記入すること。
- (4) 返信用封筒1枚（通知書及び協定書送付用）
切手を貼り付けること。

3 提出期間

令和8年6月22日（月）から7月3日（金）まで※当日必着

4 提出先

〒639-0243

奈良県香芝市藤山一丁目17番17号

香芝市教育委員会事務局教育部文化財課

5 注意事項

- (1) 博物館実習の内容は、文部科学省が作成した「博物館実習ガイドライン」を参考に当館がカリキュラムを構成し、決定するものとする。
- (2) 受入れの決定は、7月中旬以降に「博物館実習生受入れ通知書」により各大学宛てに通知するものとする。また、受入れを決定した各大学との間で「博物館実習生受入れに関する協定書」を締結するものとする。
- (3) 実習費、交通費、保険料及びその他の費用は、実習生の負担とするものとする。
なお、実習費の徴収方法は、各大学と調整して決定するものとする。
- (4) 成績等の実習評価は、行わないものとする。

【問合せ先】

香芝市教育委員会事務局教育部文化財課

所在地：〒639-0243

香芝市藤山一丁目17番17号

電話：0745-77-1700